

## みんなでつくろう安心の街



や  
わ  
せ  
だ  
よ  
い

10月11日から20日までの10日間、「秋の安全なまちづくり県民運動」が実施されます。

「犯罪にあわない」「犯罪を起こさせない」

「犯罪を見逃さない」の3N（ない）

のスローガンを掲げ、地域が一体となった県民総ぐるみ運動を展開し、県民の防犯意識の高揚を図り、犯罪の減少を目指します。

安全に安心して暮らせる社会をつくるには、「自分の身は自分で守る」「犯罪の起きにくい社会を自分たちの力でつくる」という気持ちが大切です。

この運動の機会に、もう一度、自分の身のまわりの防犯について考え、ご家庭や地域で話し合ってみましょう。

稲沢警察署

32-0110

## 自転車利用時のルールが変わります

愛知県では、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が10月1日に施行されます。

これにより、

ヘルメット着用（努力義務）

自転車損害賠償責任保険等への加入

が義務付けられます。

自転車は最も身近な交通手段ですが、自動車等と同じ「車両」です。

この機会に自転車の交通ルールについて確認し、交通事故の防止に努めてください。

日没が早くなり、夕暮れ時の事故が増加する季節となりましたので自転車の機能点検（特にライト）も併せてよろしくお願ひします。



渡すな危険!! キャッシュカード!  
〜 特殊詐欺にご注意を〜



警察の 相談ダイヤル #9110

〜緊急電話は110番 相談ごとは#9110〜

